

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は平成二十八年八月十七日をもって指定を解除された。

平成二十八年八月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者	指定年月日
彫刻	木造地藏菩薩立像 一軀	埼玉県越谷市大字 野島三十二番地	宗教法人 浄山寺	平成二十七年 三月十三日